

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

(あて先)
浜松市長 中野 祐介

住所
届出者 氏名
〔法人にあってはその〕
〔名称及び代表者氏名〕
電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項[災害等])の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	※整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※受理年月日	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり		
特定建築材料の使用面積	m ²	※審査結果	
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 建築物(耐火・準耐火・その他)延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※備考	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号	

- 備考1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	
	排気能力 (m^3/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

備考1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。

- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m^3) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

参考

解体等工事事前チェックシート

※特定建設作業実施届出書を提出する際に添付してください。

- 1 当該工事は、建築物、工作物の解体、改造又は補修に該当するか？
 はい いいえ（以下、記入不要）
- 2 石綿含有建築材料の有無の事前調査を実施したか？
 はい これから 調査対象外（以下、記入不要）

調査対象外となるものは、マニュアルを参照してください。
右のQRコードからマニュアル抜粋（調査対象外）ページが確認できます。



- 3 工事対象の建築物、工作物の竣工年度はいつか？
昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 不明
- 4 発注者へ石綿含有建築材料の有無の事前調査結果を書面で説明したか？
 はい これから

工事着工前までに書面で説明してください。届出対象の特定建築材料がある場合は、作業開始の14日前までに届出事項についても説明してください。

- 5 市へ石綿事前調査結果の報告をしたか？
 はい これから 報告対象外

報告対象とは、建築物にあつては、床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事、また、工作物にあつては、請負金額100万円以上の解体・改修工事のうち指定された工作物です。石綿の有無に関わらず報告する必要があります。

- 6 以下の注意事項を確認してください。
 確認しました

【注意事項】

- ①石綿事前調査
解体改修等工事においては、事前調査が終了するまで工事に着手できません。
工事の対象となるすべての建築物・工作物の調査を行い、調査記録を作成してください。
- ②市等への事前調査結果報告
報告対象の工事においては、市等への報告が完了するまで工事に着手できません。
調査の結果は、石綿含有の有無に関わらず報告が必要です。
報告を行わず工事に着手した場合、罰則があります。
- ③記録の保管
事前調査記録及び発注者への報告書（写）は、工事終了後3年間は会社等へ保管してください。特定建築材料が使用されている場合、作業計画及び作業記録を作成し、工事期間中は現場へ、工事完了後3年間は会社等へ保管してください。
- ④掲示板の設置
工事期間中は、周辺住民から見やすい場所へ事前調査結果等を掲示してください。
- ⑤作業基準
特定建築材料が使用されている場合、作業基準を遵守してください。
また、作業終了後は、必要な知識をもった者による確認を行い、発注者へ書面で報告を行ってください。報告書（写）は、工事終了後3年間、会社等へ保管してください。

参 考 事 項

1. 本届出に関する問い合わせ先(届出をした会社の問い合わせ先)

担 当 者 名		法 人 名	届出者と同じ
電 話 番 号		所 属 (部 署 名)	

2. 工場・事業場の問い合わせ先(設備や公害防止等の具体的な内容についての問い合わせ先)

担 当 者 名		法 人 名	工場・事業場と同じ
電 話 番 号		所 属 (部 署 名)	

3. 当該届出を提出した者(窓口を持参した者もしくは発送した者)

該当に○を付けること: 1と同じ ・ 2と同じ ・ その他(以下に記載)			
担 当 者 名		法 人 名	
電 話 番 号		所 属 (部 署 名)	

市記入欄

--